2020年12月

趣味の体験講座実施要項

①　講座開講の基準について

１）従来の基準を踏襲し、1講座は１回～４回とする

　 ２）年間の講座回数は原則「10講座」とする

　 ３）講座参加者８名以上で開講、それ未満の場合原則として開講をしない

　　　 なお、参加者が８名未満の場合、開講の可否を事前に決定し、否の場合募集要項

にその旨記載する。　「参加者が８名未満の場合、当講座は開講しません。」等

　 ４）連盟・連合体が異なっても、同一ジャンルの講座は協会で調整する

②　 講座参加基準について

　　１）参加者の対象は、城陽市内在住者及び市内勤務者をもって参加資格とする事を

原則とする

　 ２）子ども対象の講座は保護者同伴とする

③　 講座参加費について

　 １）講座の参加費は無料とする

　　　　　但し、資料費、材料費は実費負担とする

④　 講師謝礼について

　 １）講師謝礼は廃止とする。但し、交通費等必要経費として、1講座5,000円を協会より支出する（参加者８名以上の場合のみ）

　　　（８名未満でも連盟・連合体・講師の希望により開講する場合、講師に必要経費は支出しない）

⑤　開講の申請について

　　開講希望の申請につては、申込書により、毎年の2月理事会までに申し込み

すること　☆申込書は、12月理事会で準備する